瀬戸内町農業委員会総会議事録

1. 開催日時　平成 30 年 9 月 19 日（木）10 時 00 分から 10 時 50 分
2. 開催場所　瀬戸内町役場　3 階　会議室
3. 出席委員　（　9 人）

会長	11 番	堯　文俊
会長職務代理者	8 番	永井　利一
委員	1 番	田中　勝弘
	2 番	碩　悟
	3 番	岡野　正郎
	6 番	豊田　孝一郎
	7 番	森山　和雄
	9 番	川島　博
	10 番	数原　菊美

4. 欠席委員　（　1 人）

5. 議事日程

日程１　議事録署名委員の指名
日程２　会期の決定について
日程３　議案第２７号　農地法第３条の規定による許可について
日程４　議案第２８号　農用地区域への編入に係る意見決定について
日程５　議案第２９号　農業経営基盤強化促進法による利用権設定について
日程６　報告第１３号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約について
日程７　協議会
（１）行事予定について
（２）その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村和仁
農地農政係長	徳田和正
主査	西田大五郎

7. 会議の概要

事務局長	みなさん、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成30年第9回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。 皆様、ご起立をお願いします。一同礼、ご着席ください。 それでは、はじめに堯会長よりご挨拶をお願いいたします。
議　長	挨　拶
事務局長	堯　会長、ありがとうございました。 それでは、議事に入る前に、本日の出席状況のご報告をいたします。本日は、農業委員の元委員が、欠席する旨の連絡がありました。本日の出席委員は9名で定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、瀬戸内町農業委員会会議規則第6条により本会の議長は、会長が務めるとなっていますので、以降の議事進行につきましては、堯　会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。
議　長	これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。瀬戸内町農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名員ですが、議長より指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なし】声が聞こえる。
議　長	日程2「会期の決定について」は、本日限りと致します。ご異議ありませんか。 【異議なし】声が聞こえる。
議　長	それでは、日程3議案第27号「農地法第3条の規定による許可について」を議案と致します。調査員は、7番盛山委員と10番数原委員となっておりますが、10番数原委員の方から説明をお願いします。
10番委員	議案第27号の「農地法第3条の規定による許可について」報告いたします。現地調査には、私（数原）と7番森山委員と事務局から2人計4名で行いました。調査件数は2筆であります。 土地の表示が、瀬戸内町大字生間字犬川原126番1、1,290㎡、同じく字犬川原126番2、66㎡、いずれも地目が「畑」であります。2筆の合計面積は、1,356㎡です。対価は、〇〇〇円／2筆（10アール当たり〇〇〇円）であります。譲渡人が、〇〇〇府〇〇〇市〇〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇〇〇〇号「〇〇〇〇」氏で、譲受人は、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地「〇〇〇〇」氏です。理由は「売買」であります。農地所有経営面積等は資料に示したとおりです。以上で、調査報告を終わります。ご審議宜しくお願いします。
議　長	只今、10番委員の方から、調査の報告が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 【質疑なし】声が聞こえる。
議　長	質疑がないようですので、質疑を終結致します。採決を行いたいと思います。本案件について、原案のとおり賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】

議　長	挙手多数であります。したがって、議案第 27 号は、原案のとおり決定致しました。
議　長	次に、日程 4 の議案第 28 号「農用地区域への編入に係る意思決定について」を議題と致します。事務局の方から、説明をお願いします。
事務局	本案件は、市町村が策定する農村振興基本計画等に即し、農地や農業用排水施設などの農業生産基盤の整備と、農業集落道や農業集落排水施設などの農村生活環境の整備を総合的に実施するため、農業委員会への意見聴取を町長部局である農林課農政係より求められたものです。申請人は、瀬戸内町役場農林課長「○○○○」で、申請地は 2 地区ございまして一地区は、瀬戸内町大字伊須地内で 100 筆、面積で 44,459 ㎡です。二地区目が大字勝浦地内の 54 筆、面積で 22,245 ㎡の合計面積が 66,704 ㎡であります。「農用地区域への編入」の申請理由は、平成 30 年度から平成 35 年度まで農村集落基盤再編成整備事業において、ほ場整備・農業用排水施設整備事業が実施されるため、農用地区域への編入を申請するものであります。参考に別紙、申出書には平面図及び配置図が付されております。以上で説明を終わります。
議　長	只今、事務局の方から説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 【質疑なし】声が聞こえる。
	質疑がないようですので、質疑を終結致します。採決を行いたいと思います。本案件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議　長	挙手多数であります。したがって、議案第 28 号は、原案のとおり決定致しました。
局　長	次に、議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を説明します。資料の 6 ページから 9 ページでご説明いたします。まず、6 ページをご覧ください。この利用権設定の公告日は、平成 30 年 9 月 28 日を予定しております。内容につきましては、畑 1 件 3 筆で、貸し手が 1 人で、借り手が 1 人で、面積が 1,876 ㎡でございます。それでは、個々にご説明いたします、9 ページをご覧ください。 整理番号 34 番、所在地、大字与路字前田 695 番 3、面積が 168 ㎡、同じく字前田 696 番、面積が 937 ㎡の 2 筆で、合計面積が 1,105 ㎡であります。同じく字名ン勝 1108 番、面積が 771 ㎡で 3 筆の合計面積が 1,876 ㎡になります。いずれも地目は「畑」です。3 筆とも、貸し手が「○○○○○」氏で、借り手が「○○○○○」氏による存続期間 10 年間の賃貸借の更新です。対象作物は「飼料」となっております。以上です。ご審議下さるよう、お願いします。

議　長	只今、事務局から説明が終わりました。審議に入りたいと思います。質疑ございませんか。 【質疑なし】声が聞こえる。
議　長	質疑がないようですので、質疑を終結致します。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】
議　長	挙手多数であります。したがって、議案第 29 号は原案のとおり決定致しました。
議　長	続きまして、日程 6 報告第 13 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第 13 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」報告します。 土地の表示、瀬戸内町大字生間字犬川原 126 番 1、面積 1290 ㎡、同じく字犬川原 126 番 2、面積 66 ㎡、いずれも地目は「畑」で合計面積が 1,356 ㎡の 2 筆です。通知者は、賃貸人、○○○府○○○市○○○○丁目○○番○○○○○○号「○○○○」氏で、賃借人は瀬戸内町大字○○○○○番地「○○○○」氏です。賃貸借契約の内容は、農業経営基盤強化促進法による利用権（賃貸借）の双方合意による解約です。合意解約が成立した日は、平成 30 年 8 月 1 日で農地の引き渡しの時期が、平成 30 年 8 月 31 日です。以上で報告を終わります。
議　長	ただいま、事務教から説明が終わりました。これより、協議会に移りたいと思います。事務局より報告をお願いします。
事務局	協議会 （1）行事予定について （2）その他
議　長	以上をもちまして、第 9 回農業委員会総会を終了することにいたします。
事務局長	ご起立お願いします。 一同　礼

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

平成 30 年 9 月 19 日

署名委員

署名委員